

第8回 世田谷区本庁舎等整備審議会 議事録

- 日時 平成21年6月16日（火） 19:00～20:46
- 場所 世田谷区役所第一庁舎 庁議室
- 出席者 在塚委員、照井委員、中林委員、牧委員、松島委員、井手委員（代理：行方委員）、田名部委員、大場委員、河原委員、杉田委員、宇田川委員、斎藤委員、後藤委員、額賀委員、倉本委員、上野委員、黒木委員、竹内委員、中村委員、柳田委員
- 次第
- 1 審議
 - （1）第7回審議会の論点整理（資料8－1）
 - （2）答申書（素案）について
 - 各審議会における議題等（資料8－2）
 - 答申書（素案）（資料8－3）
 - （3）第9回審議会の日程確認
 - 2 その他

■議事経緯

【会長】 それでは、ただいまから第8回本庁舎等整備審議会を開催いたします。

本日はすべての委員が出席されていますので、審議会は成立しております。

まず、本日の配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

（「配付資料の確認」）

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、審議会次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、終了時間につきましてはおおむね8時30分を目安としたいと思いますので、進行のご協力をお願いいたします。

それでは、審議の（1）、第7回審議会の論点整理について、事務局から説明をお願いいたします。

【委員】 すみません、会長さん。一言お願いなのですが、時間でやはりきちっと終了させてもらいたいという方が大変多いので、ひとつよろしく願いいたします。

【会長】 わかりました。そういうことで、進行はできるだけ速やかに進めてまいりたいと思いますが、ひとつご協力よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料８－１をごらんください。

まず、さまざまな庁舎整備の方法についてですが、全面建てかえをしなくてもさまざまな可能性があるということがわかったという意見がありました。

また、使えるものはなるべく使っていくことで地球環境に貢献するという考え方に立って、どうすればそれが可能かを考えるべきだ。

また、改修は、一般的には新築の７割程度のコストでできる。新築はコンクリートを壊すことによる環境負荷が大きい。使い続けていけば使い続けられるということを認識してもらいたいという意見がありました。

一方、委員から説明のあったやり方もあり得るし、全面的に高層化するという考え方もあるので、どちらがよいかは言えないという意見もありました。

また、防災面で考えると工夫次第だが、地上に近いところで空間を確保できるやりくりが必要だ。

面積の確保は増築でもできるが、周りの空地はできるだけ残しておきたい。

大震災等の非常時に、区民のための拠点としてこたえられる建物を建ててもらいたい。

高層ビルの場合は外側に広場、低層型では中庭型の空間配置になるので、同じ床面積でもでき上がったイメージは大きく違うはずだが、どちらがよいかは判断しかねるという意見がありました。

次に（２）第一庁舎、第二庁舎、区民会館を残す私案についてです。

第一庁舎、第二庁舎は耐震診断の結果に応じて耐震補強を行い、十分な防災性能が確保できる。

区庁舎、区民会館のあり方を考える際に、前川さんのものがあるということがマイナスなのではなくて、必要なんだというとなえ方ができるのではないか。

２ページ目にまいます。

古いままの記憶が残って建てかえられるというのは残念だ。この建物は残して増築したらどうか。新しい建物はどうしても上に建ってしまうが、この建物は地にはっている。時間とお金がかかってもそういうことに目を向けるべきだという意見がありました。

また、前川さんの案が選ばれた理由を継承していかないと、新しく建てた建物も、また５０年たったから壊して新しくしたほうがよいという形で建てかえられるのではないかとという危機を感じる。

公共建築物を壊すときには文化的な評価をしておく必要がある。

前川さんがこの建物をつくったときに、建物だけではなく空間を設計している。この敷地の中に建物を密集させるのは重要な変更になるので、単に建物の価値だけで見るべきではない。

前川さんの設計を保存したいとは思いますが、あまりこだわる必要はない。

増築案は、コンクリートの問題と鉄骨の劣化、駐車場の問題などが全然わからないという意見が出ました。

次に、(3) 改築すべきだという意見についてです。

これまでも改築のほうがいいという話をしてきた。防災センターをつくって世田谷区中をきちんと指揮できなければならない。また、わかりやすく職員が使いやすいものをつくらないと意味がない。

広場は絶対に必要なもので、できれば低い建物より大きなものにして、建築面積を狭くしたほうがいい。

増改築案は、結果的には柱と天井と床のコンクリートが残って、あとはみんな新しくなる。防災センターを真ん中に置かないと、いざというときに困る。地下構造物はコストがかかる。建てかえたほうが早いという意見がありました。

庁舎の中を見た感想からいくと、50年という歳月で建物は傷み切っている。やはり改築のほうが手っ取り早い。

増築が有効なのかどうか。新しい目的意識を持って建て直すほうが有効ではないか。

現庁舎の設計時にこれだけ多くの区民になるという見込みはなかったのも、第二庁舎、第三庁舎と継ぎ足してきた。同じことを繰り返して第四庁舎を増築するのは単なる手直しに過ぎない。いっそのこと新たに建設したほうがいいという意見がありました。

3 ページ目にまいます。

審議会の役割と進め方についてです。

原則は堅持すべきだ。本庁舎機能が今のスペースでは不十分で、執務環境もよくないし、区民にとっても十全ではない。その機能をどうするかということが第一義的な議論だ。文化的な問題は別の問題だ。

庁舎整備の可能性はわかったが、審議会はどういう庁舎が必要かを考えるべきで、プランを議論する場ではない。区民が困っていることに対してどうすべきかを区長に提言し、区議会の判断をもって区が判断するときの参考意見だ。

審議の中身が技術的で判定できない。専門家が判定すべきだ。

この委員会では、事務局レベルで進んでしまうと漏れそうな項目について、区民目線で「こういう要素をお忘れなく」ということをそろえていくべきだ。

建てかえのゴーサインが出ても、これから基本構想、基本計画をつくっていくので、ずっと先のことになる。時代は変化し、ニーズも変わる。今まで議論された要点が内在するような設計を基本計画の中でつくらせればいい。我々がどちらの案がいいと言うのは不可能であり、やってはいけない。そこを踏まえて議論すべきだ。

委員の増築案を問題がないかのように提示するのは審議を混乱させるだけだ。前回の議論でおおむね皆さんの意見が改築であるという取りまとめをした。相当議論を積み重ねてきているので、最初からやり直すような進め方は時間の無駄だ。

3点目です。区民会館についてです。

被災時に区民会館のホールに物資を集めることは、敷地の問題ではなく、都市のインフラの問題として無理だ。ホールは帰宅困難者の収容や災害本部の職員の間として使われるべきだ。

砧総合支所のように、防災の拠点に使える形のフロアにしたほうがいい。

どんな利用方法に一番のニーズがあって、どういう使い方をすると多面的・機能的に使えるのかを考えるべきだ。

区民会館は高齢者クラブで利用しているが、トイレとスロープの問題があり、高齢者には危険が多い。

4ページ目にまいります。

集会室は満室のときも多いけれど、二、三十人のときもあるので、少し仕切ってもいいのではないか。

世田谷区にはボランティア団体が多いが、活動の部屋がとれない。その辺も念頭に置いてほしい。

4点目、その他の意見です。

区民の多くは、「交通の手段のあるところでもやってくれ」という声もあるので、取りまとめに入れてほしい。

審議会の諮問は改築についての検討ではないのではないかという意見に対して、「区長自身は改築の方向で検討に取り組んでいくこととしたがどうですか」という諮問である。この諮問に対する答えを書くためには、機能面についてもきちっと回答しなければならないので、今日の意見を取りまとめて、答申案を次回に出してもらおうとの意見がありました。

ので、後ほど事務局からご説明いたします。

資料の説明は以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありますでしょうか。

ございませんようなので、それでは資料2に入ります。

答申に向けて、これまで皆様にさまざまなご議論をいただきました。審議会であらかじめ確認させていただいたステージの中で、これまで審議されてきた内容などから、答申書の取りまとめに当たり基本案を作成させました。

これまでの審議内容の整理とあわせて説明をお願いいたします。

【庁舎計画担当部長】 資料8－2を説明する前に、冒頭で一点だけ、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

前回の委員の私見について、私どものほうへ、あれはほんとうに実現できるのかということでは、何人かの委員の方から問い合わせがございましたので、改めて区としての見解を述べさせていただきます。

委員の先日の私見については、私どもとしては実現の可能性は極めて少ない案であると判断をしております。

それについては、大きく申し上げますと3点ございまして、1つは、新たに建てる建物が建築基準法に違反している状態でございます。日影規制であるとか容積率、あるいは高度斜線等に違反をしている状態である。したがって、このままでは建築することはできません。

2つ目として、委員の私案では、既存不適格の現在ある第一庁舎、第二庁舎について何の処理もしてございませんが、これも既存不適格の建築物をそのまま残した形で増築や大改修をすることは法律上認められておりません。

前回、委員のお話で、建築審査会の審査を経てというお話がございましたが、この計画案というのは東京都が行政手続法に従って公開をしております許可基準に明らかに適合してございません。したがって、許可の可能性はないということが2点目でございます。

3点目としては、建築計画上の問題でございますが、委員の私見で建築をする場合には、まず第三庁舎と第三プレハブを壊しまして、それから工事の期間中、第二庁舎のかかなりの部分が使えないということになります。したがって、1万㎡を超える仮の庁舎と駐車場が必要となってまいります。皆さん既にご案内のとおり、この区役所の周辺に1万㎡

を超えるような貸し事務所というものはございません。そうするとどこかに仮設の庁舎を建てるということになります、1万㎡ということになりますと、この近くではとても手に入らない。借りられるような状況ではございません。区内全域で探せば確かにあるかと存じますが、そうすると区役所を2年数カ月におわたって2つに丸っきり分けるということは、区民サービスの点から言っても、経費がかかるという点から言っても、現実的な解決案ではないと考えております。

ほかにも幾つかございますが、基本的には今の3点から言って、委員の案というのはなかなか実現することは難しい案であると。

解決をしようとする、面積を減らすか、前々回のこの審議会で否定をされました、地下に建物の床面積をたくさんつくるといふことであれば可能性はあるのかなということですが、それについては前々回のこの審議会で否定された考え方ではないかと考えております。

説明は以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

これについて。

【委員】 そうですね。お話しさせていただかないといけないかもしれませんね。

今、部長が大分力強いお言葉で、私の案が実現不可能だということをおっしゃいましたが、これは基本的に、現在の建物が50年たっているという建物でございますね。ですから、これは1つは、有形指定文化財として評価できる建物であるわけです。指定文化財にしたときに、いろいろな建築基準法とか、そういうところから外れてくると思うのです。まず、その点を区のほうで、この建物を文化的価値として、教育委員会等にどういう働きをしてこの建物の評価をなさっているかということをお伺いしたい。

それから、いろいろな意味で建築審査会などにはかけられないとおっしゃっていますが、部長はもう既に、専門でおられますから多分ご存じだと思うのですが、都市計画的な手法と地区計画、国土舘大学を含めた地区計画をかければ、多分解決する問題ではないかと思えます。既存不適格建築に関してはですね。そういう、行政の知恵をもってしてやれば可能なはずですよ。

ですから、今完全否定をなされましたが、これは私は、やはりまだ行政が、私の私案に対して一月でそういう結論を出すのは非常に早いのではないかと思います。

そういう意味で、完全否定されるのは、まだ私としては納得できない。行政としてやろ

うとすれば必ずできるプランになっていると思っております。

ですから、まず1つは文化的な評価をきちんとして、それはやはり教育委員会にきちんとしたお伺いを立てないといけないと思います。それは区の指定文化財としても、今はできません。文化財になったとき、建築基準法からはすべて外れます。建築基準法の第3条が適用されますから。そのときに、いろいろな意味で増築がしやすくなります。そういうことも検討の中に入れて否定をしていただきたいと思います。

私の意見でございます。ですから、可能です。

【会長】 一応、今のようなご意見がありましたが、そのようなご意見に対しては、今後何か検討すべきか否か。

【委員】 今の事務局からのその発言は、ちょっと問題があると思います。というのは、この審議会で、委員が具体的に問題を出された。これは、可否は区長さんが最後に決めるわけなのだから、そこで事務局があえてここで、委員提案があつて、ここのところは非常にいいよ、ここのところは絶対に法的にはまずいよという、そういう親切な問題の整理の仕方をして、そして発言すべきであろうと、具体的に思います。

ですから、全面的に否定した発言は控えるべきだろうと、私は今の事務局の発言を聞いて、そういう姿勢はよろしくないと思いますので、発言させていただきました。

以上です。

【会長】 今、ご意見がございましたが、これについてはまたいろいろ具体的に話したいと思いますが、素案の中でいろいろ議論させていただきますので、次に進行させていただきます。

【委員】 ではちょっと。かなり私の案に対して今否定されて、委員がおっしゃっていただいたので、私としては意見としてこういう審議会で出して、こういう可能性があるのではないかということを提案させていただいたものを、行政側から全くそういうふうに否定されるというのは、私はある意味で、区民が求めている行政の正義というものに反する発言だと思うんですよ。それは本来、行政がやってはいけないものではないですか。我々は行政に託しているのは、正義を求めているんですよ。ですから、私の案をそういうふうに頭から否定するということは、それは何をもってそういう否定をするんですか。

私は腹を立てたくはないのですが、そういう姿勢で審議会に行政側が臨むのであれば、戦わなくてはならないではないですか。我々は一つでも税金の無駄づかいをなくそう、少しでもいい庁舎をつくろうということで、私は私案として出しているんですよ。それをい

きなり、そういうふうに頭ごなしに否定されるというのは、非常に行政の本来持っている正義、行政の公平さ、そういうものに対する、ものすごい行政のおごりだと僕は思います。

【会長】 どうぞ。

【委員】 私は委員のご意見も大変もつともだと思いますが、ただ、審議を進めていく上で、何が可能で何が不可能、あるいは難しいか、そういうことは我々は法律に関しては素人ですから、そういうことについての専門的な意見を注入していただかないと、議論が進んでいかないと思うんです。そういう意味では、部長の今のご説明も、私は意味があると思う。

これからの審議の仕方についてですが、我々はある意味ではそれぞれ専門家であるという一面も持っていますが、むしろ良識のある有識者として参加をしているわけですから、我々の知識の足りない部分も当然あるわけです。それについては、そういう我々の議論が効率的に進むように、適宜専門的な知識を注入していただくということは意味があると思います。

【委員】 わかります。ですけれども、今の部長のご発言は全面否定なんですよ。

ところが、今まで区側で出された案は、これはすべて実現可能だという形で出されて説明されているものではないんですよ。それは議事録を調べていただければわかります。部長もご存じだと思います。

だから、そういうこともあるから、ここで、今委員がおっしゃったように、いいものは採用しようと。悪いところは、これは実現不可能ですよということの問題提起はしていただいて結構です。そういう議論の仕方をするべきだろうと。

【委員】 一点だけ申し上げますと、最終的にこの審議会の議論をまとめるのは我々ですから、我々が最後は判断すればいい。場合によっては多数決かもしれませんが、判断をすればいい。ただ、我々が判断するのに当たって必要な情報は、事務局から提供していただくことが必要だと思いますので、そういうことを私は申し上げました。

【委員】 了解しました。結構です。

【会長】 今の話でございしますが、一応、事務局からの説明として、今回、この審議会の中の意見として発言されたという理解でお願いしたいと思います。

次に進めさせていただきます。

次は、各審議会における議題等、これらについての説明と、素案についての説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料８－２について説明いたします。Ａ４判とＡ３判の２枚組みのカラーの資料です。これまでの審議会における議題を振り返り、審議会で審議されてきた主な事項と答申書の素案の構成の関係について、整理をいたしました。

はじめに１枚目の、Ａ４の緑色の「各審議会における議題等」の資料をごらんください。

この資料では、各審議会における議題等を整理させていただいております。大きく分けると、第１回から４回までは本庁舎等の現状確認と課題等についてご審議いただき、後半の第５回から７回まではあるべき姿の実現方法ということでご審議いただきました。また、昨年１２月の第２回では本庁舎及び区民会館の見学会も実施し、建物の現状について実際にご確認をいただきました。こうした審議結果に基づいて、答申素案を構成しております。

次のページの、Ａ３判カラー刷りの資料、これまで審議されてきた主な事項と答申書素案の構成の関係をごらんください。

この資料では、左側にこれまで審議されてきた主な事項、右側は答申書素案の構成を記載しております。

委員の皆様からさまざまなご意見をいただきましたが、審議会として確認された事項や、主に委員の皆様の共通認識が図られたと思われる事項については丸印で書いております。また、それ以外のご提案やご意見につきましては星印で書いております。

答申素案については、主に丸印の事項を反映して、右の青色の欄のと通りの構成とさせていただきます。

なお、裏面には、審議会で確認された改修・増築・改築の用語の定義と整備の方法など、審議会で検討されてきた経緯について、ご参考までに載せております。

資料の説明は以上です。

【庁舎計画担当課長】 続きまして、資料８－３、答申素案についてご説明させていただきます。

まず素案本体のご説明の前に、ちょっと振り返りの意味で、後ろのほうですが資料１２ページ、１３ページをお開きいただきたいと思います。

こちらには区長の諮問文が載っております。これを確認のために読ませていただきたいと思います。

諮問事項といたしましては、「世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について」。１３ページに、その諮問理由がございます。「世田谷区役所の第一庁舎、第二庁舎及

び世田谷区民会館は、建築後約40年から50年が経過し、老朽化が進行しています。そのため、世田谷区では世田谷区行政経営改革計画等に基づき、平成16年度から4カ年にわたり、庁舎整備に関する基礎的な調査研究に取り組んでまいりました。その結果、現在の区役所本庁舎等には、災害対策拠点としての機能面、区民サービス面、環境への対応面などから、多くの問題点や課題が指摘されています。世田谷区では、このような庁舎の現状について抜本的な解決を図るために、本庁舎等について改築の方向で検討に取り組んでいくことにいたしました。そこで、庁舎の現状と問題点などを踏まえ、本庁舎等整備の基本的な事項について諮問いたします。」ということでございます。

それで、答申の素案でございますが、前回、会長から指示のありました答申素案につきまして、ただいまご説明しました諮問に答える形で作成いたしました。

素案の全体的な構成は、まず答申素案本文が冒頭にありまして、付属資料として、審議会審議内容の骨子、ただいま説明しました諮問書、それから委員名簿、検討経過としております。

まず、最初に付属資料のほうから説明させていただきます。こちらはあらかじめ送付しておりますので、項目のみを簡単に紹介させていただきます。

4枚ほどめくっていただいて、下のページで資料1と振ってあるページをお開きください。資料1、審議会審議内容の骨子の目次でございます。

答申書素案の本文をまとめるに当たりまして、これまでの審議を通じて審議会として確認したことや、委員の皆様から異議などがなく共通認識となった内容を、先ほど資料8-2でご説明しましたとおり、これまでの審議経過に基づいて整理して記述しております。

資料2ページをお開きください。本庁舎等の問題点と課題について、大きく区民サービス面、災害対策面、環境対応面の3つの項目で記述しております。

区民サービス面では、狭隘化、分散化、バリアフリー化対応、防犯・セキュリティー面から記述しております。

資料3ページでございます。災害対策面では、耐震性、災害対策の拠点としてのスペース、設備の不備を記述しております。

環境対応面では、省エネルギー型設備の導入の面から記述しております。

資料4ページに、今ご説明しました本庁舎等における問題点や課題について、各項目を要約してまとめております。

次に、資料5ページです。本庁舎等が抱える問題点や課題について抜本的に解決をする

必要があることが確認され、これを踏まえて、今後の本庁舎等のあるべき姿について、問題点や課題と同様に、大きく区民サービス面、災害対策面、環境対応面の3つの項目で記述しております。

区民サービス面では、わかりやすく親しみやすい窓口、明るく親しみの持てるパブリックスペース、わかりやすい庁舎配置と案内・サイン計画、すべての人にやさしい庁舎、より安全・快適に利用されるような配慮、区民活動・交流拠点としての場について、6つの項目で記述しております。

資料6 ページです。災害対策面では、大規模地震を想定した本庁舎等の耐震性の確保、庁舎全体が災害対策本部としての機能、災害時の行政機能の継続性を確保について、3つの項目で記述しております。

環境対応面では、高い環境性能を備えた庁舎、自然エネルギーの活用、施設緑化の推進、環境方針への取り組みについて、4つの項目で記述しております。

資料7 ページですが、以上のことから、問題点や課題を解決するための前提条件として、庁舎の規模等について記述してあります。

本庁舎等のあるべき姿について、各項目を要約して、資料8 ページでまとめてございます。

次に資料9 ページでは、本庁舎等が抱える問題点や課題を解決するための整備手法について、議論の流れを記述しております。

まず、ステップの1として、庁舎の課題や問題点を抜本的に解決し、庁舎のあるべき姿を実現するためには、スペース拡大が不可欠であり、改修のみでは対応不能であることが確認されました。

ステップの2として、単なる増築ではさらなる分散化を生み、課題を解決できないことを確認しました。

ステップの3として、改修、増築、改築などの議論を行うに当たり、各委員の意見がずれ違わないように用語の定義を行いました。

最後にステップの4として、庁舎の課題の抜本的解決をするためには改築を行い、現庁舎の問題点や課題を抜本的に解決すると整理しました。

なお、具体的な整備（建築）の方法については、当審議会で議論すべきではなく、今後の基本構想や基本計画を検討していく中で検討される事項であると整理しました。

資料10 ページには、参考として第6回の審議会で確認していただいた用語の定義を掲

載しております。

最後に資料 1 1 ページとして、審議会で議題にはなったものの、今後継続して検討が必要であると指摘があった項目について、庁舎の位置、世田谷区民会館の 2 つについて記述をしております。

次ページ以降は、諮問書や委員名簿等になっております。

ここで、答申書の最初のページにお戻りください。表紙をめくっていただきますと、まず区長あてに会長名のかがみ文がございます。

次の 2 ページ、3 ページ、4 ページが答申書の素案となっております。資料編でご説明しましたとおり、これまでの皆様のご議論に基づき、一定の共通認識が図られた内容をもとに作成しております。なお、答申についていただいた私見につきましても、そうした視点から反映できる部分は反映しております。

こちらにつきましては事前送付が間に合わず、本日席上配付となりましたので、全文を読み上げさせていただきます。

「世田谷区役所の第一庁舎、第二庁舎及び世田谷区民会館は、その時代の要請に応じてこれまで改修や増築等を繰り返してきたが、建築後約 4 0 年から 5 0 年が経過しており、老朽化が進行し、多くの問題点と対応すべき課題を抱えている。

現本庁舎等における区民サービス面では、本庁舎等の狭隘化が著しく、また窓口などが分散しているため区民にとってわかりにくくなっていること、ユニバーサルデザインへの対応が不十分であること、防犯・セキュリティーを確保する必要があることなど、災害対策面では、大規模地震を想定した本庁舎等の耐震性が確保されていないこと、災害対策本部としてのスペースが不足していること、災害対策用設備の不備など、また環境対応面では、省エネルギー型設備の導入が不十分であることなど、さまざまな問題点や課題について抜本的な解決を図る必要があることが確認された。

課題等の解決に当たり、本庁舎等の整備に関する基本的な考え方として、まず世田谷区が従来から推進している地域行政を今後とも維持展開しながら、社会状況の変容など時代の要請により随時見直していくこととし、審議会は現在の地域行政を前提として審議することを確認した。また、行政運営の将来展望を見据え、地域福祉や教育などのさまざまな区政課題を着実に推進していく総合行政の観点からも、庁舎問題の改善を図らなければならない。

本庁舎等の整備の前提として、本庁舎等の規模は、本庁舎が備えるべき機能を十分に備

え、分散化と狭隘化を解消するための望ましい本庁舎の延べ床面積は、少なくとも4万5,000平方メートル程度が必要であるとした。

現庁舎の課題や問題点を抜本的に解決し、庁舎のあるべき姿を実現するためには、改築をするべきである。

その具体的な整備の方法については、今後基本構想や基本計画等の中で検討され、最終的に選択されるべき事項であるとする。

また、場所については、本庁舎の歴史的な経緯等から、現在の敷地が望ましいと考える。

しかし、より交通至便な場所への移転の可能性について、今後、検討が必要である。

本審議会の審議成果が、これから展開される検討に受け継がれ、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、なるべくコストを抑える配慮をし、健全な財政運営のもとで、区民の安全・安心を守り、区民サービスのさらなる向上を目指した本庁舎等の実現に寄与することを期待するものである」。

以上、答申書の素案についての説明をさせていただきました。

【会長】 ただいま説明がありましたが、今まで議論されてきた内容に従って、審議会として確認された事項、あるいは共通認識になった事項を、答申書の素案としてまとめていただきました。

順番にご意見をお聞きしたいと思いますが、その前に、何かご質問や補足事項がございましたらお聞きしたいと思います。

【委員】 今日初めて出された、この会長のまとめですが、今読まれたこれ、どうして早く委員さんに出していただけなかったのかなという感じがします。というのは私も、地域行政推進ということは、事前に配付された資料の中にはなかったんです。そういう基本的な事項も欠落している部分があったので、今日発言しようと思っていたら、まさにこういう形でまとめてこられた。そういう面では、一面はいい。一面はいいけれども、まだ若干問題があるのではないかという気がいたしておりますので、発言させていただきました。

だから、前もって、この程度の文言だったら委員に配付しておいていただいたほうがいいのではないかと提言いたしました。

以上です。

【会長】 スケジュール的にぎりぎりのところだったとご理解いただければと思います。次回、それから最終回ということのタイミングからしますと、この辺がやっとだというような気がいたしますので、ご理解願いたいと思います。

【委員】 わかりました。後でまた意見がありますから。

【会長】 はい。細かいところはまたお願いいたします。

それでは、委員からお願いしたいと思いますが。

【委員】 今のご意見にも関係があるかと思うのですが、前回、この骨子の目次が参考資料としてここに配られていたと思うんです。それを拝見して、私どもがここで審議してきた内容がここに盛り込まれないのではないかという危惧を持ちました。それで、ちょっと不十分ながら私案というものをつくって、今日配らせていただいたのですが。

私も、この具体的な答申文書をこういうふうに配られる前に、やはりその骨子が議論され、それで了解が得られて、そして文章化するべきで、最初からこのようなものが出てきてしまいますと非常に議論がしにくくなりますので、手順としては不適切であったというふうに、まず意見を申し上げたいと思います。それは意見ですので。

それで、事前に私が私案をお送りした後に、この骨子の具体的なものが送られてきましたので、私がつくった私案はこの具体的なところを見る前のもので、まだ漠然としていますが、今日、中身の文章をその後いただいて拝読しましても、ここに書かれていることは、審議会を始める前から書かれていたこととほとんど変わっていないという感想を、まず持ちます。

そして、では不十分な私案を見ていただきたいと思うのですが、私どもが審議をした後に毎回、前回の議論の骨子という、いいまとめをつくってくださったと思うのです。それを集大成したものを骨子として、ぜひつくり直していただけると、私どもの議論が反映された骨子になるであろうと思うわけです。

そういう形にまだ十分なおりませんが、私案をごらんいただくと、「はじめに」はこの答申書の位置づけとか背景とかを書かれるというのはいいのですが、次に、やはり諮問されたことが基本的事項です。基本的事項を考えると何が必要かと言えば、基本的な考え方をどうするかということを、最初に私どもは実際に話し合ったわけです。1回目の審議会です。

骨子案を見ますと、私たちは最初から区民サービス、災害対策面、環境対策面という3つに視点を絞って議論したかのように読めますが、決してそういうことではなく、私どもは委員もおっしゃったように、総合行政の中で位置づけること、歴史文化を考えると、その他。これは私どもが議論したことを事務局がまとめてくださった項目でそのままですから、答申にするときはそのままではいけなくて、もう少し何をつけ加えとか、これと

これは一緒にいいとか、順番はこっちがいいとか、いろいろあると思いますが、これを基本に、まず審議会はこういう基本的な考え方に立ったということを、まず表明する必要があると思います。それが1番です。

具体的に考えた区民サービス面等からの検討、それは整備していくときにどういう条件が必要かという中の1つのことだと思うんです。それで、まずこの本庁舎というのは、総合行政の中でどういう役割を持つものか。効率的に便利に使う、今起こっているさまざまな問題を解決するということはもちろんですが、やはり区庁舎というのはその区の顔でありますから、その区庁舎を見れば区のイメージがわいてくる、あるいはその区庁舎のつくられ方やあり方が、その区の行政あるいは区民の思想とか価値観とか、今どういう区にしたいと思っているかというようなことと、どういう区庁舎がつくられるということは結びついていくべきことでありまして、そういうことは考え方の中により書かれることかもしれませんが、本庁舎の役割というものがちゃんと押さえられ、その上で、もちろん区民サービスその他、具体的な、機能的なものがどうあらねばならないということが書かれる。このことについては、ある程度この中にまとめられているかと思います。

規模の検討というのも、ある程度言ったことでありますが、立地については指摘がありましたように、あまり議論がない。歴史的なものとして、シンボリックな意味として、ある部分はここにあるべきだという議論はあったかもしれませんが、全面的にここにあったほうがいいとか、その辺についての議論は非常にあいまいなままでありまして、それは今日出された答申の案には「それは今後考える」と書いてありますが、どこにするかということとどういうふうに整備していくかということはつながりますから、どこにということなしに意見を審議会が言うとするれば、それは非常に無責任な話だと考えます。それが基本的条件に盛り込むべきと考えた内容です。

3番目に、基本的方法として、今日、当初、委員案に対する具体的な区のご意見が出されましたが、審議会が議論すべきは委員案ではなく、委員案が示してくださったことで私たちが知ることができた、増築を含む改修案がどういう可能性があり、どういういい点があり、建てかえる間に別のところを確保しなければならないかもしれないとか、そういうことですね、つまり特質についてきちんと整理することであって、それは委員案をもとに検討した内容が書かれるべきことで、委員案がいい、悪いということをここに書くわけではないと思うんです。

そしてまた、改築についても同様に、どういう利点があり、すっかり建てかえることに

よってわかりやすくなる面があるかもしれないけれども、周辺環境に対すること、あるいは環境問題に対すること、さまざまな点、そういうものをきちんと整理して出してほしかったわけです。ですから、それがなければ、ここで基本的事項を議論したことにならないと思います。

私は先走って「設計コンペの可能性」と書いてしまいましたが、今後どういうふうにして整備を実現していくかということについて、そこに区民の意向を十分反映するような、どういうプロセスをとっていくかについても、この審議会の基本的事項に盛り込んでおくべきだと考えております。

とりあえず以上です。

【会長】 わかりました。

それでは、続きまして委員、お願いいたします。

【委員】 どこから何を話していいのか、ちょっと頭が混乱していますけれども。

今日初めて拝見した、この答申本文案というものになろうかと思いますが、ここまで世田谷を50年支えてきた区役所であり、これを恐らく何回も広報その他で写真として見て、私たちの区役所はこういうもので、日本を代表する建築家が設計したものだという、存在というか、プラス面の存在というものが全く評価されないで書かれてしまうというのは、私としてはいささか、文化行政的に考えても寂しいなという気が、個人的にはしています。文化的価値とか歴史というようなことを何度かお話しして、そういうことが大事なのではないかと。

特にまちづくりという発想でいくと、そうした観点からまちをどうとらえて、みんなでまちをどうつくっていくかということが非常に大事だと思います。区役所をどのように今の需要に合わせて整備していくかというのも、広い意味では、いわば世田谷の地域づくり、まちづくりの一環ですから、そこで、これまで世田谷が培ってきたさまざまなまちづくりの文化、あるいは、それは日本中にも世界にも発信されていった文化がいっぱいあると思うのですが、そういう背景を持つ世田谷としては、少しこの答申ではあまりにも、「とにかく古い、狭い」ということに偏っていて、もう少し何か知恵を集めた方法があるのではないかなと私も思ってきましたし、そういう面から見ると、そうしたこれまでの議論をかなり切り捨ててしまっている本文案かなと思います。

付属資料のほうには、そうした面も含めて記録として残されていますが、そこからこの、今日ご紹介いただいた本文に吸い上げられている部分というのは、かなりあると思います

し、その意味では偏っているのかもしれないと思います。

特に、3 ページの後ろから 2 つ目のパラグラフですが、「改築をするべきである」と。「その具体的な整備の方法については、今後、基本構想、基本計画等の中で検討され、最終的に選択されるべき事項である」と。「改築をするべきである」と言い切った先の「具体的な整備の方法」というのは、一体何を意味しているのだらうというのが、私の正直なところです。

これまでの報告書の中で示していただいた建てかえのローテーションで、まず区民会館を解体して、そこに新しい庁舎を建てて、これまでの古い庁舎で業務を続けながら、完成したらそちらへ移ると。その間、2 年 3 年、区民会館はないものとして、区民に我慢してくださいということになるのだと思うのですが、それで順繰りにということですが、第三庁舎だけ新しいから残しますということだったかと思います。

それに対して、委員からの案は、第一庁舎、第二庁舎、区民会館を残して改築をするという案だったと思います。そういう 2 つの考え方、それは、参考資料の後ろのほうで、「一部または全部を改築する」と書かれていたところがあると思うのですが、そういう定義でいくと、両方とも「一部または全部を改築する」というものに入っていると思います。

ただ、そういうことが、この 3 ページの本文では、多分経過を知らない人は読み取れないのではないかなと思って、そこは少し決め過ぎている表現ではないかなと思います。決め過ぎているというよりも、やや誤解を、この審議会でのさまざまな議論というものをうまく反映していないのではないかなと思っています。

それから、今後検討すべき課題というものがたくさんあるかと思っています。事前に郵送された資料には、この本文についてはなかったものですから、私は付属資料というものを中心に見てきて、これの一番最後、資料 1 1 というところに、今後検討が必要な項目として、庁舎の位置という問題、あるいは区民会館をどうするのか、新しい区民会館をどのような扱い方にするのかということが書かれていると思いますが、これだけが今後検討すべき事項ではないのではないかなと思っています。

世田谷区が行ってきた地域行政、それは堅持すると書かれているわけですが、本庁、それから総合支所という、三層構造という議論をしてきたわけですが、それらを踏まえて、ここに 4 万 5,000 平方メートルの床面積を、何らかの形で、いろいろな工夫を、知恵を集めてつくり出して、ここに本庁舎機能を集約する。ということは、現在分散している城山の庁舎ですとか三軒茶屋の庁舎ですとか、その機能がこちらへ来るわけですから、そ

ちらの施設が空くわけですね。その施設が、今後の地域行政にとってどういうふうを活用されるのか。

あるいは、本庁舎の面積を考えて、環境の負荷を上げないという点でも、世田谷総合支所というのが現在は本庁舎に合築になっているわけですが、その世田谷総合支所が、ここから本庁機能が移ってきた現在の分庁舎のほうへ移るというようなことも、あるかもしれません。

そういう分散している機能を、いわば統廃合というか、整理し直すというのが原則だと思いますので、そのおさまり方というものが見えないまま、とにかくここへ集約するんだということだけでは、全体の行政運営としてもやや検討が足りないのではないかと思います。

ぜひそうした再配置、支所も含めて現在分散している施設というものが、ここを建てかえることによってどういうふうに関機配置が変わり、区民にとってよりよい公共サービスの場として展開されていくのか、これもぜひ今後の重要な検討課題として進めていただきたいなと思います。その上で、本庁舎が1つにまとまるのが持つ意味というものを、より明確に示していただくべきではないかと思います。

それから、もう1点、今後検討すべき課題として、やはり今最も大きな話題の1つが、防災もありますが、もっと身近な話題として環境問題というものが大きく取り上げられています。その環境問題で世界のリーダーになろうという国策も見え隠れしているわけですが、そういう面から見ると、やはりこの庁舎の建てかえ、改築を含めて、全体としてどういう環境負荷を与えることになるのか。あるいは最も環境負荷が少ない機能の再配置、あるいは本庁舎の機能の統合化というものがどういう道があるのか、そうした環境面からの庁舎のあり方についても、ぜひ今後も具体的に詰めていただくべき課題ではないかなと思っています。

最後にもう1点、5番目の今後に関機が必要な事項ですが、だれがプランを決めるのか、だれが本庁舎の問題を決定するのかという点です。これはやはり、最終的には世田谷区民、ステークホルダーが決めるべきものだと思います。

また、極端に言うとも、世界中から知恵を集めて、世田谷としてのあるべき姿をつくり上げていくということも、世田谷という名前を使えば私はできると思っていますので、先ほど委員からコンペという話のございでしたが、私もぜひ設計コンペを世界的にやるべきだと思います。そのコンペの条件というのは、先ほど言いました、今の建物をいろいろな知

恵を寄せて使い続けるということも含めて、さまざまなアイディアをコンペで提案していただく。私が外から見ている「世田谷のまちづくり」というスタイルから行けば、それらに対して住民投票なり、幅広く住民の意見を聞いて、私たちが選んだ、これから100年の世田谷の区役所のあり方、行政の姿というものを区民とともに選び出していく。そうしたことも含めて、今後の検討が必要な事項として、ぜひとも載せておいていただきたいと思います。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員。

【委員】 この区長からの、この審議会に対する諮問書をもう1回よく見ていただきたいのですが、区長が今まで何もしてこなかったのではなくて、区長としては、この庁舎の現状について抜本的な解決を図るために、改築の方向で検討していきたいと。その中で、検討したけれども、区庁舎には災害対策の拠点の機能の問題だとか区民サービスの面だとか、多くの問題があると。そういう指摘も受けていると。ついては、この審議会ですべての見識のある方々から意見を伺いたいという諮問だと理解しています。

したがって、ここに書いてありますように、書き方は別にしましても、この内容で私は十分ではないかと思っております。なぜならば、付属資料を見ればわかることもたくさんあります。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは次に委員、お願いいたします。

【委員（代理：委員）】 各委員の皆様が長く検討されて、本文の4ページ目ですか、「本審議会の審議成果はこれから展開される検討に受け継がれ、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、なるべくコストを抑える配慮をし、健全な財政運営のもとで区民の安全・安心を守り、区民サービスのさらなる向上を目指した本庁舎等の実現に寄与することを期待するものである」とありますが、このようにお願いしたいと思います。

以上です。

【会長】 委員。

【委員】 今日初めて見させてもらいましたが、非常によく網羅的に、非常によく整理されているかなという印象を持ちました。各それぞれの項目についての取り扱いの軽重は

あると思うのですが、すべてについて触れられていると思います。非常に苦勞して、よくまとめられたなど。

あと、そもそもこの議論はもう8回目なのですが、いろいろな意見が出てきて、広がって広がって、全然収斂していかないというところで、こういう内容にならざるを得ないのかなという感じがしました。

あと、取り扱いの軽重については、今回と次回、議論できると思いますので、それで肉づけなり、やっていけばいいのかなと思います。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは委員。

【委員】 私も委員と同じような意見でございまして、そもそも問題点があるからこの審議会が立ち上がっているわけでございまして、さまざまな問題点を解決しないといけないということでございまして、その解決の手段を考えていかなければいけない。そのためにこの審議会が立ち上がったわけでございますので、それが大前提だと思います。

したがって、より現実的に、実現可能性のある考え方といいますか、そういったものが望まれるのではないかなと思っておりますし、そもそも増築あるいは改修、あるいは改築とか、いろいろな言葉が出てまいりましたが、問題をすべて一挙に解決できる方法としては、この答申案でよろしいのではないかという気がいたしております。

それから、ちょっと余計な話でございしますが、文化的な価値だとか、そういった話も出てきているわけでございしますが、文化財とか、あるいは文化的な価値というものは一体何をもって見出すのかなというのは、以前から疑問に思っていたわけでございます。

何と言いますか、建造物の場合は、建物ができたときの時代背景とか、そういったものが価値として認められるわけであって、それを残すことによってその文化的な価値が出てくる。それを改築とか、そういうことをやってしまっただけで建物の外側だけ残したのでは、意味がないような気がするんです。

こういう、実際に執務している庁舎を、建設当時のコンセプトに基づいて復元をして、きちっと保存をしていくということであれば、文化的な価値は出てくるかもしれません。だけど、実際にそこで執務をしているわけでございますから、それは不可能でございます。不可能なものを可能にすることはできないということで、そこに文化的価値がほんとうにあるのかどうか。その辺も、私は甚だ疑問だなという気がいたしておりますので、文化的

な価値は、この庁舎に関しては見出す必要はないと、私は思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

委員、お願いします。

【委員】 今、委員の意見もさることながら、非常にこの委員会においてはいろいろな意見が百出いたしておりますけれども、実は、委員にいろいろな資料に基づく情報を提供していただきました、これはすばらしいことだと思います。なかなか委員の方でも、それまで真剣に取り組んで、昔からの歴史的問題から取り組んで、いろいろな資料を集めていただくということは、これはありがたいことだと思っております。

しかし、やはり時代は変わっていくことでもありますし、それが果たしてどれだけの価値観があるか。50年前、100年前のものが果たして今後どういうふうになっていくかということも考えていかなければならない。

現在、非常に各区におきましては、近代的な役所の整備がすっかりできております。私もよく、よその役所などへ行って感じておりますことは、非常にオープンな役所のいろいろな建物とか各階の状況を見てみますと、非常に皆さんが仕事のやりやすいような、あるいはまた一般に私らがちょっと見ていきましても、ああこれは、課長は何をしているとか部長は何をしているとか、あるいは支所長は何をしているということが一発で目に見えるんですよね。ですから、そういうようなことから言っても、役所の機能から言っても、あれはすばらしいことだなど、そんなふうに感じるんです。

ですから、確かに、この歴史的ないろいろな建物構造、これもいろいろ確に残すことは残さなければいけないかも知れませんが、でもやはり、時代によっていろいろな建築構造も変わっていくし、役所のいろいろな作業の状態も変わっていくんだということを考えてみますと、やはり一般の区民の立場から見まして、非常にいいことだなど。

とにかく、小学校や中学校でも問題になるんですよ、今。昔は個室みたいなぐあいになっていたのが、今は全部オープン制なんですよ。それで、感じがすごくいいんですよ。

ですから、そういうことも考えてやっていけば、あまり昔にこだわらないで、しかも何かの形でそういうことを残していくということも、これまた大事ではないかなと。

委員の、ほんとうにすばらしい、あの資料をいろいろ提供していただいて、私もよく検討してみました。これだけ熱心にやってくれる人って一体何人いるんだろうなと、そんなふうにも考えてみまして。

ですけれども、ただ、それがすべてではないということも考えなければいけない。これから現代に合ったような構築をしていかなければいけないのではないかな。そんなことも考えまして、あと2回もあるのですから、皆さんでよく検討してもらいたいと考えております。

以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員。

【委員】 いろいろ皆さんの意見を聞きながら、我々、地域団体の代表という形でこういう席に出させてもらっています。これは、審議会の面々の皆さん方の顔ぶれを見ますと、確かに委員とか、こういったような一般区民の代表という形でここに出席しているのだと思います。学識経験者だからといって建築をしている、携わっている人というのは、このメンバーの中で委員一人しかいないのではないかと、私はそういうふうに感じたのですが。

その意見は意見として、そういう意見も取り入れる、そういう意見もあるということだけで、別に委員の意見を入れなければいけないとか、区のほうの意見が通るという問題ではなくて、その問題点を、今この審議会で、こうやって名簿が出ている面々の中でいろいろな意見を出してもらっていくということで、単なる、委員はその道のプロかもしれない、あとそれ以外は、今委員も言うように、だれもこの道を知っている人はいないと思うんです、私自身ね。

だから、今後、今まで50年たったからどうのこうのではなくて、これからの先を見ていけば、歴史的な建造物だったかどうかというのは、この50年後に「いや、惜しいものを壊したんじゃないかな」と、そういうふうになっていくのではないかな。

最初、この会ができ上がったときに、区長は何と言ったか。要するに、方向性というのはいろいろなことを検討し、ここまで来ているので、区長としての一言で言えば「建てかえる検討をしろ」というような方向であいさつをしたのではないかと、私は感じております。

ですから、ここまでいろいろと意見が出て、皆さんの意見を事務局のほうがかうやって取りまとめてきたのですから、あらましの意見が出そろったと思うんです。これであと1回か2回でつくるところの結論までは持っていくのがこの審議会ではないと思うんです。その辺があまりよくわからない私ども凡人ではそれ以上、これだけの意見がもうここまで既に出そろってきたのだったら、何ら方向性としては、この審議会の方向は間違え

ていなかったと。

ただ単純に、委員の意見もあるし、委員がどういうご職業の方か、ちょっと私はわかりませんが、ここで事務局なり、ある程度会長なり、そういった学識経験者の意見を取りまとめて、区長に対して答申をするというのが筋ではないかなと感じました。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、委員。

【委員】 私は、委員と全く同じ考えでございまして、区長が開会のあいさつで「改築という方向で取り組んでいくことを決意した」と、こういう表明をしておりますが、ただし、世田谷区政のために委員の皆さんの一層のお力添えをお願いしますと、こういうあいさつをして帰っていったと思うんです。

そういうことで、私論としては、空地を少しでも大きくして、空き地を広げたい、これが1つの案でございまして、そうすると高層ビルになってしまうという感もありますけれども、委員のお話の、コンクリートを壊すのは大変だと、全くそのとおりなのですが、現在の本庁舎の機能によりますと、スペースも、そして執務環境も大変よくないし、審議の中身の部分は技術的なもので私ども素人では全くわかりませんので、これは専門家に任せべきだと私は思います。

そんなことで、庁舎は分散化しておりますので、どうしてもそれを一緒にしなければいけないという中で、4万5,000㎡はどうしても要るんだというお話もわかりましたし、この辺で一つ、ある程度の目的を決めていきたいと思います。

以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございます。

それでは委員、お願いいたします。

【委員】 皆さん、素晴らしいご意見が出たのですが、私は身近に言って、災害に強い建物が一番だと思います。それから、世田谷の環境に合った建物。それから3番目は、世田谷地域の方が喜んでいただける建物ができたら最高だと思っております。

以上でございます。

【会長】 それでは、委員。

【委員】 前は欠席したのですが、今までの7回の中で、皆さんの議論というのがいろいろなことを論議されたのではないかなと思いますので、今日、これを拝見しますと、この内容は非常によくできているのではないかなと思います。

また、委員というお話がかなり出ましたが、私も青森の生まれで、弘前の市民会館にこの間行ってきました。確かに、前川さんが設計されてつくられたあの市民会館は、今でも大切に使われております。委員の言っていることは、恐らく世田谷区の財政難という、それもあると言えば少しはあるのではないかなと思います。

あとは、文化だとか歴史だとかそういうものはありますが、やはり今まで東京には、例えば帝国ホテルですよ、あれは明治何年かに建てられて、ものすごく歴史的な文化的なものがあるというけれど、どこかに明治村というところがありますよね。そこに全部、東京都の中の文化的なものは移動しているはずなんです。

それを、この中に現物を残しておくということは、やはり新庁舎を建てるに当たっては非常に狭くなる可能性が非常に大きいと思うんです。

ですから、時の流れだとかそういうものも考えると、お金が云々ではなくて、歴史や文化がどうのこうのではなくて、やはりそれなりの広い土地をやって、今まで事務員の皆さんが、世田谷区は23区の中で一番大きい区なのにどうしてこうなのかと。職員の皆さんも、やはり環境がよくないといい仕事ができないと思うんです。そういうものも含めて、やはり世田谷区は、この23区の、東京都にふさわしいような形の新庁舎をつくっていただけだと思います。

ただ、今まで7回も議論されたことで、またこれをほかのものがちょこっと出てくると、またそれを議論の材料にしてぱっと後ろに戻るようなことはしていただきたいんです。できたら、あと2回ほどということになっていきますけれど、あと2回ほどで解放していただきたいというところです。ありがとうございました。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは委員、お願いします。

【委員】 私は、皆さん方のお話を伺っていました。その前に、大変皆さんにご迷惑をかけたのは、1回目から今までで、救急車に3回もお世話になっているんですよ。そういうようなことで、なかなかご意見をお聞きすることができなかったのですが、今日もまたこうやって見ていると、まだこんなしか進んでいないのかというのが僕の気持ちです。それは皆さん、原因はわかっていると思いますが。

それと、外郭団体をいかに吸収して一緒に仕事をできるかということを図っていただきたいと思うとともに、砧総合支所、あそこは新築したわけですが、日本は地震国ニッポンと言われている国ですから、それをすっかり忘れて文化文化と言っているんですよ。文化

で人間の命をどうやって助けるかと。そういうことが起きた場合、どうやって世田谷区なら世田谷区の人たちを助けるかということを強調していつていただきたいと思っています。

砦の総合支所のときは、今30年に70%、災害が起きると言われていますよね。ですが、それができるのは砦総合支所しかないんですよ。あそこからいかに中心にして世田谷を網羅していくかということは非常に難しい。そういうことを大いに力を入れて考えていただきたい。これが地域住民としての希望です。

以上です。

【会長】 それでは委員、お願いいたします。

【委員】 答申案でございますが、今までいろいろなご審議をいただいたことが大体まとまっているかなという感じがするわけでございます。その上、欲を言えば、付属資料があるからいいようなものでございましょうけれども、諮問の主旨というものが、本庁舎等について改築の方向で検討に取り組んでいくことにいたしました。けれども、またいろいろな問題点があるかもしれないから、本庁舎等整備の基本的な事項について諮問いたしますと、こう書いてあるのでございまして、その基本的な事項というものは大体盛り込まれているだろうと思っております。

欲を言えば、付属資料にもあるからいいようなものでございますが、改築、改修等についても検討したという事実を、やはりちょっとどこかにのぞかせておくのもいいかなと、こんな気もするわけでございます。

諮問の主旨でございます、改築について取り組むことにしたのだけれど、現状の問題点を踏まえて、整備等の基本的な考え方についても諮問いたしますということですから、整備の基本的な考え方というのは、やはり改築・改修もあの中に意味は含まれているのではなかろうかと思しますので、そのこと等も、付属資料のほかに、本文の中にもちょっと書き込んでおいたらいかがかなと、お願いいたします。

総体的には、この試案で結構かなと思っております。欲を言えばそんなところでございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは委員、お願いいたします。

【委員】 3つばかりあります。まず1つは、私の姿勢の問題です。今回のこの本庁舎等の整備について、私のこの審議会に望んでいる姿勢は、世田谷区行政の充実を展望して、21世紀の世田谷区行政の充実を展望し、特に住民の自治を基本とした区独自の地域行政

を進化・発展させて、住民ニーズに的確に対応できる中核建物とならなければならない。
ゆえに、本庁舎の役割は、各総合支所の活動を補完し、自律的・効率的でスピーディーな
行政サービスが展開できるよう、支援態勢が強化される方向で検討することが望ましい。
これが私の、この審議会に臨んでいる姿勢でございます。

今日の私の資料で、多分具体的に区がまとめてきたこの案が出てくると、恐らくこの問
題だけは欠かせないだろうということで、準備したのが、私の案でございます。まとめの
ところ。先ほど区のほうで資料をまとめてくれましたが、「現在未曾有の経済不況の社会環
境の中で、営業に支障を来し、生活不安、就職難など、深刻化する区民の生活実態の中
では、区は区民生活の支援と負担軽減を第一に考え、庁舎整備検討の継続は必要ではあるが、
実施の結論は慎重にすべきであります。」というのは、私のこの結語の中で、これをぜひ、
まとめの中に取り込んでいただければありがたい。

それから、諮問の原案に回答すべきという私の考えでは、区長さんは、あくまでも改築
の方向で私はおりますよと。ただし、いろいろ問題があるかもしれないから、審議委員の
皆さん方が審議していただきたい、それで基本的な姿勢をご提言くださいという形で出さ
れているはずなんです。

ですから、先ほど委員さんがおっしゃった、ここの審議会の姿が出ないといけない。こ
の審議会ではこういう形で本庁舎等を整備してほしいという姿勢にならなければうそだと
考えております。

その姿が非常に不十分で、ほかの委員さん方はもうこれで十分だよとおっしゃるけれど
も、私は不満です。個別の分野を討議してみれば、位置づけの問題、位置の問題、それか
ら文化的価値の問題とか、まだそういう問題が生煮えの状態で審議不十分です。だからむ
しろ私は、会長に望みたいのは、会議の延長をひとつ、1回ぐらい延長しなければいけな
いのではないかというくらいに、私は考えています。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員。

【委員】 私も、前回の会議の終わり方というか、終わったときの状況で、次に諮問の
あれが出てくるような話があって、非常にそれが不安、こんな状態でいいのかなという気
がすごく、正直、していたんです。

それで、内容は当たり前のことが書かれているというか、出てくるのだったらこういう

形かなということではあるのですが、やはりちょっと、全部途中のままというので進んできたものがそのままのような気がします。

それで、一番最初からある資料の基本的な考え方がずっと、ここにも同じように書いてあって、結局いろいろ出てきた話というのもあまり載ってはいないのではないかということと、それから、今までの進め方で一番やはりあれだったのが、増築というか改修というか、そういうことで区案が出てきて、それがあまりいいものではないと。でもその後、そういう具体的なものが出てくると、どうしても人はそういう視覚的なあれで左右されてしまうというのがあって、あと委員のことがあって、どれがいいとかそういうことがどうしても表面的に出てしまって、そういうことはもっと後の話で、ほんとうに改修か改築かということのいろいろな視点からのあれというのは、そんなにまだ審議されていないのではないかという気がしたんです。

だから、すごく案としてはわかりやすく、それはそれでいいとは思ったのですが、そのことがないのに、先ほど部長のほうからかなり否定的な話がどーンと出てきてしまうと、結局何の話も、そんなに十分に審議されていないのに、もう改築に向かってやるんだからこういうふうに進めますよというふうに言われているような、そういう状況ではないかと感じてしまいました。

ですから、そういう意味で、改築をするべきだということで決められて、こういう内容で、と言われるのは、ちょっといかがかなという気がします。そういう意味では、やはり基本的な考え方というのはある程度もう決まっていると思いますし、今までいろいろ出てきたことで、あとそれに世田谷区という区の特徴みたいなもののあり方というものも加えられると思うのですが、その今度は手段というか方法が、やはり改修なのか改築なのかという、それがもうちょっと審議されないといけないのではないかなと思いました。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

次に、委員、お願いします。

【委員】 今日の資料は、私もわかりやすくよくまとまっていると思います。利用者というのはそんな難しいことを考えながら利用しているわけではないし、安全で利用しやすいというのを基本で考えていただければいいと思うので、あまり建物に入って「これはすごいな」というような、役所に来てそういう感覚の人というのも、いないわけではないと思いますが、ほとんどの人は、やはり安全で使いやすければ十分満足いただけると思

ます。

以上です。

【会長】 委員。

【委員】 皆様の意見に先ほどから出ておりまして、非常にありがたいことなのですが。そういう意味で、私の資料が少しでも皆様のお役に立てたこと、非常にうれしく思っております。

各委員の方々の、それぞれのお立場からのご意見もごもっともだと思います。ごもっともだと思いますが、やはり区にとって非常に大切な区役所という、これから長いこと区民が使っていく施設をつくっていくわけですから、やはりきちんとした議論のもとで、その時代の知識、知恵を出し合って物事を考え、それを実現していく方向を探っていくというのが、審議会の審議委員に選ばれた立場だと思います。その中で、私は少しでも皆様のお役に立てればと思って、こういう専門家からの意見を出させていただいたわけです。

先ほど、部長からの、1万㎡の仮庁舎が必要だということに対してお答えができなかったもので、今ちょっとつけ足してお答えさせていただきますが、第一庁舎も第二庁舎も、別に増築の工事をしているときは使っていてよろしいんです。増築の部分、2万3,000㎡をつくって、最後につなげるときに、そのつなげる部分の壁を壊せばいいだけです。仮庁舎は必要ないんですよ。第三庁舎の分だけ、とりあえずどこかで仮庁舎をやればいい。

そういうことですので、いきなり1万㎡の仮庁舎がこの近辺にないからとか言うのではなくて、第一庁舎と第二庁舎は使ってください。それでつなげるときに、その壁を壊してつなげましょうということです。

それから、何と言いますか、この会長が書かれた答申書が、今日いきなり手元に配られて、この内容を検討するという、時間もない中で、ばーっと先ほど課長がお読みになった中で私が感じましたのは、内容に関しまして、私がいろいろ皆様にお話ししていることと全く違う部分もたくさんありますが、それをいちいち話したところではないと思っています。

ただ、事実と違うところだけを、内容に関しては3つだけ言わせていただきます。

「建築後、約40年から50年が経過しており、老朽化が進行し」と書いてありますが、この審議会では、この老朽化が進行していることに対しては1回も審議されておられません。

私は、耐力度調査をやったのかやらないのかということを行政のほうに聞きました。耐力度調査というのは、コンクリートをコア抜きして、それをつぶしてどのくらい強度が残

っているのか、それから空気中のいろいろな空気とコンクリートが接して、そのコンクリートの中性化がどのくらい進んでいるのか、そういう調査をしたのかということを、僕は2回ほど審議会で提案しております。でもその結果、やったかやらないかという返事も一度も出ておりません。一度も出ていないのに「老朽化」ということをこの審議内容に盛り込むというのは、これはおかしいと私は思います。1つです。

2つ目、「本庁舎等の耐震性が確保されていないこと」。確保されています。耐震強度は6.7あるんです。

だから不足とは、求めるのが1.0でしたら不足と言っていたいただいても結構ですが、「確保されていない」ということは耐震性がないということですから、この言葉の使い方は違うと思います。

3点目、「改築をするべきである」ということは、この審議会でまだ完全に結論を出していないはずですよ。幾つかの方法があるから、それを検討しましょうということになっていくはずですよ。ですから、これは前回も、「改築と決めた」と言ったときに私は違いますという話をしておりますので、これはやはり違うのではないかと考えております。

それから、この報告書には文化的な面は1つも書かれていません。これは非常に世田谷区民にとって悲しい。悲しいですよ。庁舎がこれだけ、50年間、区民の中で、この町並みの中でたたずんできた、この歴史ある建物を、1つも文化的な評価をしないで答申書を出すというのは、素人である区長であればこそ、きちんとやはりそういうことを盛り込んで、改築の方向と文化的な方向と、もう1つ違う、少しでも税金を使わないで建てる方法があるんだと。区民が求めているいろいろなサービスの面、バリアフリーの面、防災の面、そういうものも違う回答がもう1つあるんですということを、やはりきちんとここに書いておく必要が、私はあると思います。

それがやはり、時代時代では必ずみんなが知恵を出して物事を解決してきたんです。それを、僕はこの内容は、会長がかなり妥協してつくられたのではないかという気はいたしております。会長ともあろう方がこういう答申書をつくられるとは、僕はとても思っておりません。やはり公共……。

【会長】 これは、今回は素案ですから、たくさん意見をもらって。

【委員】 でも、さわりですけれども、今日は、この答申はいきなり出てきましたので、私はそういう意見をきちんと言わせておいていただかないといけないと思います。皆さんに認識してもらいたいんです。

【会長】 それで結構だと思いますよ。

【委員】 ですから、はっきり言って、公共建築物というのはだれのものかという、区民のもの、財産なんです。それをまず基本的に認識してほしいと思います。その区民の財産をどういうふうこれから使い続けていくか、またみんなの税金でよりよいものをどうしたらつくれるかということを、審議会はきちんと議論していかなければいけないわけです。私は思います。

【会長】 ちょっと、時間が来しましたので。

【委員】 はい。そういうことです。

ですから、次回からその辺をまた、皆さんと審議できたらと思っております。

【会長】 では、委員。

【委員】 区の建物は区民のためにあるべきものだと思います。区民にはいろいろな方がいます。目の不自由な方や体の不自由な方もいます。まして昨今、高齢者も年々増えています。少しでも利便性のある建物になってほしいと思っています。そして、それが区役所の使命ではないかと私は思っています。建物にセンチメンタルなことを求めても、区民の利益には寄与しないと私は思っています。今は最強の建物をつくって、世田谷の誇りにしたいと私は思っています。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

では、委員。

【委員】 私は、今まで皆さんが触れなかった点について、一言だけ触れておきたいと思います。

私は実は、この区役所というのは、建物だけではなくて、その機能が最も区民にとって大事だろうと思います。地震も含めた防災面であり、環境対策であり、いろいろな側面からも評価されるべきものだと思いますが、その区役所としての機能が果たせるような建物であるべきと。それは単に空間的な広さだけではなくて、その中で行われる行政の効率化が確保できるものであるということが、大変重要な要素だろうと思います。

そのためには、実は、ここに今まで触れられていない面で言えば、情報装備の問題があります。今、どこのオフィスを見ましても、大変IT化が進んでおります。それは、行政内部での情報共有、それから区民との間での情報のやりとりといったことを考えますと、そのオフィスが情報装備が行われるということが大変重要だと思います。そういったこと

についても、この中で触れることができれば触れていただきたいと思います。

私が申し上げたいポイントは、機能としての区役所をきっちりつくるということであり、これは恐らく委員のご発言になられた、区の行政のあり方、総合行政の中で位置づけるといことの中にも入ることではないかと思っております。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

一応、皆様方のご意見を一通りいただきました。この素案につきまして、いろいろなご意見もありましたし、ある程度まとまっているのではないかというご意見もございました。

今回は最初の素案ということで、当然いろいろな意見が出たわけでございまして、これに基づいて、原案と言いましょうか、もう一步進めた案を次回提案させてもらいまして、一応、本日はこの辺で審議は終了させていただきたいと思います。

【委員】 会長、すみません。1つだけ、申しわけございません、皆さんにお配りしたものをご説明しなかったのです。

以前話しました環境負荷の推計という、「解体処理時にかかる環境負荷の推計」というものを裏表でお渡ししていますけれども。第一庁舎、第二庁舎、区民会館を壊して改築するのと、私が出した第一庁舎、第二庁舎、区民会館を残してやる場合、第三庁舎を壊したときの環境負荷をここには載せていないのですが、単純に壊したときと残したときの比較で、残したとき、上が解体したときの環境負荷です。排出資材質量というのが、この3つを壊すと9万107.7トン出るんです。CO₂が、これもすごい、153万8,685キログラムが出るんです。下のスケルトン状態にしてやった場合にはこういう数字。これを比較しますと、排出資材質量にして、下のほうは2.2%。上が100%に対して2.2%。ですから98%、環境負荷を与えていないということなんです。

それから、CO₂排出量に関しては、約2.8%です。だから約97%の削減になっているということです。それを木造二階建ての建物、30坪ぐらいのものに換算しますと、排出資材質量が約2,100棟分に当たるんです。CO₂の排出量は1,100棟分、木造二階建ての20坪ぐらいの建物を壊したのと同じぐらいの負荷を与えてしまいますよということなんです。

ですから、いかにコンクリートの建物を今の時代に壊すということが環境に非常に悪い影響を与えているかということをご認識しておいていただきたいと思います。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

【委員】 すみません、今後、あと2回か3回ちょっとわかりませんが、今日はこれで終わるとして、次回に今日いただいたもの、あるいは今日皆さんから一言ずつ話した意見でまとめるとしても、ディスカッションになっていないですね。それをどういうふうにとまとめて、次回、次々回に持ち込むのかという、そこだけご教示いただきたいのですが。

つまり、この場で発言できない、時間がないからできないけれども、まだ意見があるのであれば、それはここで発言したのと同じ扱いにするので事務局のほうへFAXなりメールなりで出してくださいということなのか。これでとりあえず今日終わって、次回また何か出てくるのか、ちょっとその辺の展開が、私にはわかりません。いよいよ最後のまとめの段階であるがゆえに、すごく気になるのですが。

私は世田谷区民ではありませんけれども、ひょっとすると数百億という税金を使うわけですね。それを決める大きな1つの土壌をこの場でつくるわけですから、それに対して、私としてはやはりあまり無責任なことも言えないというのが正直なところです。したがって、お任せしますとも私は言えませんし、可能な限り、私の知恵の中で、これが一番いいのではないかということをご提案というか、発言させていただきたいと思って、ずっと努めてきたつもりですので、そのまとめ方ということに関して、やはりもう少し、今後どうするかをイメージさせていただかないと、何となく不安です。

次回、どういう心づもりで来ればいいのかというのが、正直言ってちょっとわからないというのが今の心境です。

【会長】 従来も、いろいろな方から順番にご意見をいただいていますね。ですから、今回はその意見が反映できるようなタイミングをつくっていただきまして、ある日程の中で、例えば審議会の1週間前ぐらいまでに、意見のある方から意見をもらうという形をとってもいいのではないのでしょうか。

【庁舎計画担当課長】 それにつきましては、第2回の審議会で、発言の機会を平等にするために、言い足りないことについてはA4判2枚程度で提出することによって運営の効率化を図るという確認をしてございますので、今回につきましてもそのようにさせていただきますと思います。

それで、次回の日程を先に申し上げますと、次回はちょっと期限に余裕がなくて、7月7日、火曜日ですので、1週間前ということであると、今月いっぱいには事務局のほうにい

ただきたいと思います。

以上でございます。

【委員】 今の委員のご心配は、審議、議論がなかなかここでできないことについてのご意見ではなかったかと思うのですが。進め方、つまり、毎回一人一人しゃべって終わり、次にまた一人一人しゃべって終わり、そこで口は出せませんよね。議論ができないということについてのご心配のように承ったので、よろしくお願いします。

【委員】 全くそのとおりです。だから、メール、FAX、私が多分2回目に出席できなかった、文書を出させていただきましたが、結局また出させていただいても、それをめぐる議論というのは恐らく時間的にできないということで行ってしまうと、結局だれがどういう責任でまとめをするのかと。

最後、今日出していただいた素案に対して、全員が赤を入れたやつを持ち寄って、どこかで起草委員会ではないですが、そういう場をつくってまとめるとか、やはり少しまとめ方についてもご議論いただいたほうがいいのかなという気も、私自身はしております。

やはり数百億か、ちょっと全然見当がつかいませんけれども、4万何千㎡ですから半端な金額ではないお金を動かすことになるんです、いずれにしても。

委員の案と区の、この報告書にあるような案が対立しているかのごとく、どうも議論ができないので、そういうことでずっと来てしまったのですが、実は私の見るところでは、事前に送ってもらった付属資料も、1と2と、その諸元というものを建物の中にどうおさめるかと考えると、両方の可能性というのがあるのだと私は思っております。その第三庁舎だけ残して建てかえるというやり方でもおさまるし、あるいは第一庁舎、第二庁舎、あるいは区民会館を残して建てかえるというようなことも、知恵を出し合えばできるだろうし、あるいは第一庁舎、第二庁舎を残して区民会館と第三庁舎をシャッフルするということもあり得るだろうし。そういういろいろな可能性があるんだということを、ぜひ残しておきたい。そういう議論なんだということを明確に出していただきたいということと、それをもっといい知恵、我々よりももっといい知恵を世界中から集めるための仕組みを、やはり私は最後はきちっとやるべきだと思います。

それが世田谷区民の何百億かのお金を使うための、最後の、一番いい使いみちを見つけるための仕組みをぜひやっていただきたいということを、私は最後にぜひ言いたいと思っているのですが。

いずれにしても、そのまとめ方をどうするかということが、何となくわからないままな

ので。もう、今日は時間がありませんから、事務局と会長、副会長で、どういうふうにまとめるのかということ、ぜひ検討していただきたいと思います。場合によれば、そういう起草委員会みたいなところできっちり詰めていただくことも、私は1つの方法かなと思います。区の基本構想とか長期計画などをまとめるときに、そういう起草委員会みたいな形で、何人かの人が皆さんの意見を踏まえた上でまとめをするということがよく行われるのですが、そんなことも場合によっては必要かなと思いながら、どういうふうにまとめるかなということを気にしているということです。

【会長】 どうもありがとうございました。

その辺は何らかの形で、次回までに一つの回答を出したいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】 よろしくをお願いします。

【委員】 事務局のほうには、各人のほうからFAXを入れていただくということで。

【会長】 結構ですよ。そうしていただければと思います。

【委員】 まとめの言葉でもいいわけですか。

【会長】 いいです。

【委員】 まとめの言葉を出せば、それで決まりだろう。

【委員】 それでは審議会にならないよという提案をされているんですよ。みんなの意見を聞いただけでは。その意見に対して、こうではないですか、こうですか、その意見はいいですねとかいうことをやるのが審議会でしょうということをお話しさせていただいているので。それが今までの7回の中で行われていないですよということなのですから。

【委員】 会長さん、私、始まる時に時間のことを、これ、後から出てくると、今みたいに言葉がいろいろ出てくるんですよ、こうだと。だから時間だけは守って、すばらしい、みんなで力を合わせてすばらしい建物をやりましょうというのじゃないと、次から次から出てくるんです、言葉は。そこら辺、ひとつ。

【委員】 委員、時間の問題ではないと思いますよ。ここでは30分延ばしても、区民のために良好な意見を言い合うというのが審議会ですよ。

【会長】 わかりました。もう時間が来ましたので。

事務局のほうから、先ほど日程の話がちょっとありましたが、それを含んだ連絡事項がございましたら。

【庁舎計画担当課長】 まず日程の再確認ですが、7月7日、火曜日、午後7時から、

本日と同様、この場所で行います。出欠確認をさせていただきますので、よろしくお願いします。

【事務局】 一点、事務連絡です。いつものことですが、本日の審議会の議事録につきまして、今月中にも送付させていただきますので、確認のほどをよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、本日の審議議事録に署名していただく委員を、私のほか杉田委員にお願いいたします。後日、事務局で議事録が作成されますので、内容を確認されて、次の審議会の際にご署名をお願いいたします。

本日はこれにて審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —